

M・ニーダムの政治原理に関する一研究

——利益理論を中心に——

倉 島 隆

□目次

第一節	序論
第二節	ニーダムの古典的共和主義
[1]	古典的共和主義問題
[2]	ニーダムの古典的共和主義
第三節	ニーダムの利益理論の形成
[1]	ニーダムと利益理論の特徴
[2]	ニーダムの利益理論の形成
第四節	結論

第一節 序論

われわれは近年、イギリス政治思想史において、イングランド革命期の政治思想研究が極めて盛んであったことを経験してきた^①。この研究動向は、典型的にはJ・ポーコックによるハリントンの共和主義史研究などによって刺激されてきたからである^②。しかしながらわれわれは今、更に高まった政治思想史研究段階に至ったことに気づかされる。例えば、この共和主義研究の展開は、当時の革命期に関するポーコック以後の有力な歴史家にして思想研究者である、B・ウォーデンによる数々の共和主義研究が近年に、出版されてきたことにかかわる。特に、M・ニーダムの著作（最近では、ニーダムの『自由国家の優秀性（一六五六）』（以下、『優秀性』と略記）の改訂版「二〇一一」に代表される）は、そのうちの一つである^③。従ってわれわれは現在、この『優秀性』の出版が幅広く普及され、かつより精密化されたことを重視する。本稿は、イギリスの政治思想史においてニーダムの政治原理の評価が高まりつつあるがゆえに、彼の基礎原理を正確に位置づける段階に共和主義研究分野があると思なすものである。

まずわれわれは、ニーダムの共和主義原理が古典的共和主義原理と利益原理からなると仮定する。特に本稿は前者の原理を第一原理とみなすが、後者の原理も基本的であるにもかかわらず、前者と比較して十分に位置づけられぬがゆえに、利益理論にも焦点をあてることとなる。このニーダム理論について明確に「二つの原理」として設定したのは、J・スコットである。これも革命期の政治思想史研究において徐々に論じられつつある原理である^④。更に言えばニーダムが、かなりの頻度にわたって自らの「利益」概念を当時の論説に使用していることにも注目すべきである。『優秀性』議論に戻れば、ニーダムの代表作であるこの文献は内容面で、ニーダムの他のものよりもよく論理立て

られている点において評価できる。しかし『優秀性』は、それ以前の『イングランド共和国擁護論』（一六五〇）や一六五〇年から一六五二年までにおけるニーダムによる政治週刊誌論説をほぼそのまま整理したものに過ぎない側面もある。いずれにせよニーダムは、ハリントン（二六五六）よりも四、五年以上早く古典的共和主義思想および利益理論に基づき、イングランドの主要なジャーナリズムなどを通じて当時の政治問題を論じたのである。従って本稿は、ニーダムの『優秀性』の基となる資料を中心に検討することにかかわる。⁵⁾

更にこの理論的な二つの基礎事項は、ニーダムとハリントンが詳細において異なるとしても、公益 (public interest) 理論において両者が共通するものである。従って本稿は両者における二つの基礎概念を念頭に、共和主義理論史上においてニーダムの位置づけを行うことにかかわる。しかしながら、われわれは、ニーダム問題全てに決着がついたという立場にはないし、数々の問題を提起するものである。例えば、ニーダム事項のうちの難問はまず、彼の政治的立場の変節（ないし日和見主義）事項に関わる。即ち、ニーダムは最初の内戦期（一六四二―四八）に議会派の政治週刊誌の陣営につき、それから次の内戦期（一六四八）に王政派につき、かつウースターの戦いの前後期に再び議会派についたという「変節」問題であった。それにもかかわらず、われわれは、ニーダムのイングランド共和主義史においてハリントンよりも数年早く、鋭い政治論理を展開していたことなどを評価しようと試みることとなる。

従ってわれわれはまず、このニーダムの基本思想である古典的共和主義問題事項を定めることとなる。続いて本稿はニーダムが自らの先行論理を、ハリントンと同じ公益理論を基礎にして論を展開するがゆえに、ニーダムの利益理論の形成を検討することを主に目的とする。

- (1) 例¹⁾ J. Scott, *Commonwealth Principles*, Cambridge, 2004, etc.
- (2) J.G.A.Pocock, *The Machiavellian Moment*, Princeton, 1975, etc.
- (3) M.Nedham, *The Excellencie of a Free State*, London, 1656; B.Worden, ed., *Marchamont Nedham: The Excellencie of a Free State*, Indianapolis, 2011; P.A.Rabe, *Against Throne and Altar*, Cambridge, 2008, etc.
- (4) J.Scott, “The Rupture of motion”, in N.Phillipson et al.eds., *Political Discourse in early modern Britain*, Cambridge, 1993.
- (5) J.G.A.Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, 1977.

第二節 ニーダムの古典的共和主義

本稿はまず、ハリントンよりも先行して古典的共和主義を展開するニーダムの論陣から説き起こすこととなる。われわれはこれも、ハリントンと共通な傾向から開始する。前記のごとくニーダム研究に比較的早く取り組んだ一人であるウォーデンも認めるが¹⁾、イングラッド革命前後期においてマキヤヴェッリによる『リウイウス論 (*The Discourses*)』における古代ローマ史や共和主義がかなり浸透していたことから、われわれは発する。²⁾ 従って本稿は、ニーダムがハリントンと共通するマキアヴェリアン (古典的) 共和主義から開始する必要がある。というのはウォーデンなどもイングラッド革命期のポーコックによるマキアヴェッリの研究業績に基本的に依拠し、説き起こし、かつそれを進展させるからである。³⁾

われわれは、ハリントンに先立つニーダムの鋭い共和主義論に説き及ぶ前に、ニーダム研究の主要な問題点に言及しておかねばならぬ。というのはニーダムが、当時の主要政治ジャーナリストにして自らの支持陣営を変える、変質

(日和見主義)者であるという問題などがあるからである。この変質者事項についてウォーデンによれば、ニーダムは第一次内戦期には「議会派」陣営で週刊誌論説(主に『イギリス報知(Mercurius Britannicus)』誌において)を書き、第二次内戦期には「王政派」陣営に立つて書き(主に『法実務報知(Mercurius Pragmaticus)』誌において)、「かつ国王殺害後に再度「残部議会」陣営の出版社から政治論説(主に『政治報知(Mercurius Politicus)』誌において)を書いたからである。⁽⁴⁾とはいえニーダムによる革命期の政治週刊誌などの論説活動がその大半にわたって、共和主義陣営に立脚したことを、われわれは重視する。われわれは、ニーダムの自らの立場を変える変質事項についてかなり頻繁に論及することとなるため、この最初の段階において言及しておかねばなるまい。

(1) 例えは、B.Worden, “English Republicanism”, in J.H.Burns et al.eds., *The Cambridge History of Political Thought, 1450-1700*, Cambridge, 1991, etc.

二〇世紀半ばの古典的共和主義研究における先駆的論者のうちの一人であるZ・フィンクでさえ、このニーダムをハリントンの『オシアナ共和国』の出版について「変節者であるM・ニーダムは、『政治報知』誌[No.350]でこれ『オシアナ』を嘲笑しようとした」としてしか、注目していなかった。われわれは、いかにニーダムの共和主義思想史における位置づけが不十分であったことも記せざるを得ない(Z.Fink, *The Classical Republicans*, Evanston, 1945, p.85)。

確かにウォーデンは、自らの初期の単著である『残部議会(The Rump Parliament, 1648-53, 1974)』において当時の政治ニュース週刊誌のニーダム論説に言及している。しかし彼は、当時においてニーダムを日和見主義者と記し、古典的共和主義者としても利益理論家としても示していなかった(B.Worden, op.cit., p.228)。

(2) N.Machiavelli, *The Discourses*, ed. Barnard Crick (Hammondsworth, 1985), etc.

(3) B.Worden, Marchamont Nedham and the Beginnings of English Republicanism, 1649-1660, in D.Wootton, ed., *Republicanism*,

Liberty and Commercial Society, 1649-1776, Stanford, 1994, etc.

(4) M.Nedhan, editor, *Mercurius Britannicus*, London, 1645-1646, nos. 72, 86, 91, 92, 93, 99, 107, 108, 119, 126;— editor, *Mercurius Pragmaticus*, London, 1647-48, nos. 4, 8, 14, 20, 25;— editor, *Mercurius Politicus*, London, 1650-1653, nos. 1-120; 1657, nos. 352-4.

〔1〕 古典的共和主義問題 (J・ポーコック説をめぐって)

われわれは、ニーダムが上記のごとくハリントンらの古典的共和主義の先行論者であることを仮定するものである。従って本項はまず、ニーダムが一六五〇年に刊行した文献(『イングランド共和国擁護論』以下、『共和国擁護論』と略記)によつてマキアヴェッリの共和主義を念頭に置いた部分から、言及することとする。これは、ニーダムが再度議会議派陣営に立つて論陣を開始するものである。

その『共和国擁護論』における文節は、ニーダムが当時の王政派陣営を批判し、かつ自らの共和主義をマキアヴェッリの立場に立脚して論及する部分である。これは「われわれの現統治者と、先きの国王の息子とのいかなる調和の媒介もあり得ぬ」としてニーダムによる王政派からの離別からの立場を明確にする。更に彼は「たとえ国王が国家の所有者となるとしても、これは剣による征服および権力によるに違いなからう」として君主批判を続ける。その結果はイングランドの過去にあつたごとく、僭主政となるという。ニーダムは、「マキアヴェッリは次のように適切に語る。即ち、僭主政ないし君主制の束縛を棄て、(マキアヴェッリの言葉ではこの二つ用語は、同じことである) かつ新しく自分達の自由を得た一国民は、国王ないし僭主の親友ないし家臣であつた敵に全て属する者であるとみなさねばならぬ。こうした家臣達の拔擢優先権を失つた支配者らは、自由の崩壊の上に自らを再度樹立し、かつ僭主政へと再

度切望するようにあらゆる機会に努める以外に決して基づかならう。国王らは恣意的権力を行使することによって、思い切つて自由を主張する以外になさぬ人々に反対して猛烈な仕返しをなすかもしれないのである」¹と記した。

これは、典型的な議会派に抗する専断的君主制に対するニーダムの態度であつた。われわれはかくして、ニーダムがマキアヴェツリの共和主義原理をとると仮定する。われわれはこの文を、古典的共和主義としての象徴的な事例として示した。

まずわれわれは、こうした立場からニーダムの古典的共和主義原理問題を、「宗教純化的」清教徒革命と「社会的な変化も含む」イングランド革命の視点から複眼的に設定することとなる。「ホッブズの」諸個人の自己保存の積極的な目的（主体的参加）は、千年王国を置くことによつて「一六四九年およびそれ以後の数年における、支配的な言葉によつて最もよく定めることができる視角から論じ始める。即ち、当時の第五王国派などは、千年紀において人々が最大限の最終的解放および贖い（神の民による現実との切断事項）へと、自国史を通じて行動することによつて神により呼び出されるのである。「共和国」用語（共和国において人々は、「民主政の主体としての」市民参加の枠組みにおいてよき生活能力を理解する）は、あまり容易に参加し得ぬがゆえに、時代の優位的な宗教的関心事に適應する必要があつた。とはいへこの共和国用語は、利用可能であつた。しかしこうした千年王国説的民主政は、レヴェラーズやディッカーズ「政治的な民主主義を主張する党派」との関係が独立派の勝利によつて断たれた。従つてこのより宗教原理主義的な第五王国派は、キリストの到来を予想する場合を除きいかなる統治にも関与しないという。キリストの到来は、少しの予想の必要もないほど確かであるとみなした人も、少なくともいたという。ゆえに千年王国説的民主政は当時において以下のように新政府を、一部に積極的に推奨しようとするもう一つの様態の必要に応えたかもしれ

ない。即ち、共和主義理論は、自然主義的根拠による事実上の政府への服従の急進的提唱に、別の形で知られる作者によつて、ニーダムによつて一六五〇年から一六五二年までに使われはじめた^②。

われわれは、この古典的(ないしマキアヴェツリ的)共和主義によつて、ニーダムの共和主義が展開されていることを前提として論じられている(一六五〇—一六五二)とみなす。われわれは、以下でニーダムによる民衆中心型共和主義を、更により原資料にそつて論究する段階に入る。

このジャーナリストは、「金づくで動く行為」を極めて示唆的様態によつて一度以上にわたつて「基盤的陣営を変えた」。ニーダムは、自らの賛成の重要性と、プロパガンディストの誠実さを混同する誤りに反対する古典的警告者であつた。ニーダムは、自らの王政主義段階の活動のゆえに投獄されたため、新政府への服従を主張する任務の約束の自由をもたらしした。この立場の上記の『共和国擁護論』は、一六五〇年の前半に登場した。ニーダムは、以前の(以下のニュース週刊誌に先行する)経験をもつがゆえに、新政府の『政治報知』誌編集者に任命された。最初に彼は、主に論説を『共和国擁護論』から引用し、かつ供給した。これらは第一次的にマキアヴェツリ的根拠(武装市民的前提)で、剣の所持者に対して誰であれ許可を主張する。こうした根拠は、政府全てが剣に根差され、かつ諸個人の最初の義務が自己保存であり、あるいは破壊し得る人が剣をもたぬ人からの服従を命じるといふ論理においてニーダムの主張における征服論や、随伴する決疑論(casusistry)^③の諸要素がある。ニーダムは議会派の立場に立ち、国王が混合政体論争において国王の役割を不当に主張する剣に頼つたと批判し、神が容認もするといふ決闘審判(のたとえ)に敗北させられた結果によつて、勝者(議会派)全てを侵したと主張するものである。しかし剣が政府すべてに先行し、政府は全て権利に先行するとニーダムは言う。ニーダムは、ホップズを引用する事実上の作者達のものを支える

結論に独立的に到達したごとく、「主権行使の権力による裏付けの」是認をもってホッブズを引用する事実上の作者達のうちの一人である。⁽⁴⁾

次にわれわれのニーダム論は、このホッブズの現実主義を受け、ピューリタンの視角とリアリスト的視点を絡ませる。まずそれは、変節を金づくで動く論者としてニーダムのリアリスト的視点で受ける。これはマキアヴェッリ名を使って国王と民衆の対立を示し、古代の共和制ローマの対立のものと、当時の国王と民衆の対立の武装的類似によって説明しようとする。これは民衆が国王の専制や腐敗に抗する「神も認めるが故に」決闘審判にたとえ、前者「市民」の公的正当性をもつ勝利としてホッブズ的な自己保存（第一原理）的立場を示す。

更にニーダムの『共和国擁護論』は、「自由国家の優秀性論」結論章を含む。この結論章は、『政治報知』誌の他の論説から形成された著作を出版する際に、ニーダムによって使われた表題であった。これは大部分、一六五一年九月から一六五二年八月までに現れた『優秀性』にある。一六五六年の『優秀性』に含まれた資料のうちのあるものは、一六五一年二月頃に明らかにされた。しかしこの論調の決定的な変化は、『政治報知』誌の九月の第三号に起こるように思える。⁽⁵⁾それは、ウースターの戦いの「神からの最高の恵み」による勝利後にまもなく起こったことは、まったく偶然かもしれぬ。ニーダムは論説で使い得る『共和国擁護論』からの資料の終わりに、簡明に到達し得たかもしれない。後の『優秀性（二六五六）』となった極めて体系的な資料の性格は、ニーダムが原稿版で既にニーダムによる後の著書をなすもので示唆したのである。王政派の敗北時が何時であれ『政治報知』誌は、ホッブズの順行の説明から、マキアヴェッリの「最愛の民衆」概念に基づく「急進共和主義」の詳細設定へと変化した。「最愛の民衆」というイデオロギーは、以前のイングランドで明確に表現しなかった。この政治週刊誌の存在は、ハリントンの『オシアナ

『The Commonwealth of Oceana』共和国（一六五六）「たとえばこれが一六五三年前後に主に構成されたとしても」（以下、『オシアナ』と略記）の主要な先駆としてニーダムを位置づける。こうした政治パンフレットにおけるニーダムの論説は、確かに一六四〇年代から一六五〇年代初期にかけて多く流布したからである。^⑤

このニーダム論についてわれわれは、かなり具体的に示すこととなる。『共和国擁護論』に続き、ニーダムの『優秀性』が政治週刊誌に最初に出た年月によつてハリントンのものよりも数年早く流布し、かつウースターの戦いでの議会派の勝利前後とあわせて刊行されたことにわれわれは言及した。更にニーダムがマキアヴェッリ主義と共通する基本原理である急進共和主義概念によつて記述したことなども、マキアヴェッリの用語を示すことによつてわれわれは、ハリントンの共和主義の先駆であることも併せて論及した。

われわれにはこれを受け、ハリントンの先駆者としてのニーダムの共和主義論をより徹底的に位置づける必要性が求められる。ゆえにわれわれのニーダムの古典的共和主義論を続ければ、剣の事実上の保持者「議会派の幹部」（征服者「の権威」は、決闘審判のようなものにおいて没収によつて復帰した。この征服者は民衆に擁護を与え、かつ服従を強いた）は、最大限の集合的な軍であった。これは理論上、征服的、参加的、あるいは選出的エリート、または他の共和主義公式の多数者ないし民衆として定義づけることができよう。ニーダムは今、『政治報知』誌が一六五一年から一六五二年にかけて、自らの選挙目的は言うまでもなく、武装する多数者によつて支配されるのに民主政的共和国のため、意識的にマキアヴェッリの青写真である点まで他の共和主義公式の多数者ないし民衆の立場を採用した。ニーダムの意図は、民衆の剣への服従を説くことにこの場合にあるのではなく、剣をそれ自体で、立てる方法を教えることにある。ニーダムは次のような二つの理由で民衆による頻繁にして定期的選挙を確保するために軍を取り上げ、かつ

精力的に追求する。というのは軍は、市民が政治の原動力であり、その市民の独立的自由を保障するが故であり、軍は反動を阻止するが故である⁽⁷⁾と積極的に進める。革命は小さな私益グループの支配下に入ることが認められれば、彼ら（マキアヴェッリが『リウイウス論』で警告した）「ブルトゥスの息子」のような、あるいはバラ戦争期のキングメーカーのウオリックのような、彼ら独自の目的のために、古き貴族の支配家族に戻ることにいつも誘惑されてしまおう⁽⁸⁾。更にわれわれは、ニーダムが馴染みな「ブルトゥスの息子」表現などを受け、前の軍と民衆による武力的優位について征服論や決闘審判（のたとえ）のみで、自ら論理を正当化するわけにはいかぬことにまず言及する。即ち、民衆の主体性を第一義に説明するならば、その議会選挙を前提とすることも併せてここでは検証する。ここでのニーダムは、有力者ないし貴族による強力な排他的権力機構の復活を阻止することも付け加えることとなった。

ゆえにニーダムにとって次のような君主ないし貴族中心型の堅固な権力形態論は、民衆の自由に脅威と批判する。即ち、こうした少数者による権力機構は、多数者にとって危険である。『政治報知』誌は、「国王」権力ないし「排他的」権力機構（この二つの用語は、民衆による監督から離れた権威行使を意味するのに事実上、同義語となる）の復活に反対する長い運動を継続する。至るところでこの標的は、世襲貴族制の復活ないし確立した貴族制の樹立なのである。これをニーダム（マキアヴェッリよりもはるかに厳格に）は、ローマの貴族と民衆間の主要な対決原因とみなす。実のところ、ニーダムの古典的なイタリヤ資料の使用は、マキアヴェッリの急進思想に定期的に置く。ニーダムはツキジデスによって記録されたコルクユラ島の寡頭者の虐殺を、マキアヴェッリが共和国のメリットと全体的にみなした、「復讐の多くの憎悪、大きな記憶および大きな願望」事例とみなすものである⁽⁹⁾。ニーダムは、スパルタを犠牲にしてアテナイの民主政を定期的に称賛する（しかしこの説は古典的共和主義理論には稀である）。ニーダムはヴェネツィアを、より

通常でないけれども、定期的に共和国として仮面舞踏会を行う腐敗した「排他的」寡頭制にほかならぬとして非難する。¹⁰ ヴェネツィア人、流動化されたコルクユラ人およびアテナイの三〇人僭主は、敵としての有力者「grantees」としてしばしば言及される。¹¹ しかし空位期の主題において極めて有力な方法にもかかわらず、ニーダムがイングラントで恐れることがどんな「排他的貴族制」機構を意図したのかは、不明確である。古き貴族の反ノルマン的濫用もあつたが、多くなかつた。封建土地保有要件 (feudal tenure) の消滅のハリントンによる主張の影を覆う全てが以下のスコットランド征服の一連のコメントなのである。即ち、スコットランド征服の一連のコメントは、彼らの領主 (lords) および首長 (chiefs) の遺産相続が可能な管轄権からスコットランドの借地人「封土権者」(tenants) を解放するのに大いに必要性を構成する (というコメントである)。¹³ 「排他的貴族制」に反対して論争術が議会における揺るぎなくして自己保存的な (寡頭制機構としての) 残部議会に対する増大する軍の不満を信じることは容易であろう。しかしながら、確かなことはすべて以下のことである。即ち、『政治報知』誌は、共和主義理論が上院の憲法的意味における世襲的形態ないし他の形態で確立した貴族制に抗してどのように効果的に展開されるのかを初めて表示する「ことなのである」。頻繁にして継続的議会、選挙による定期的「公職交代制」[rotation] (これをニーダムは「公職全交代制 (revolution)」と呼び、かつハリントンは、公職輪番制と呼んだ) は、僭主政に抗する唯一の防波堤である。この言葉の使用は、貴族院が君主と民衆との「仕切りにして防波堤」として仕えたと『一九箇条の提案への回答』に見出される、主張の拒否を含意するかもしれなからう。¹⁴

われわれのニーダム論は前の国王の『一九箇条への回答』を受け、共和主義的な自由を確保するための障害の除去の視点から開始する。ニーダムは、国王権力およびこの性質に近い排他的権力機構を標的にし続ける。この共通項は、

強大な世襲制の国王と貴族権力であったという。更にニーダムは、ローマの貴族と民衆による対立図式を想定させ、民衆の優越状態を描くこととなった。次にニーダムはそれを標的とするのに類するものならびに、アテナイの三〇人僭主やスコットランドの封建土地保有要件の廃止を唱えるなどによってハリントンの主張を展開する。更にニーダムは、残部議会の寡頭支配にまで批判を広げる。われわれはニーダムがこれらの弊害を除去するため公職輪番制を唱えるに至るところまで進める。最後にニーダムは、混合政体「民衆議会と貴族院による」論における貴族院の拒否にまで高める可能性を想定させる論理を展開することも加える¹⁵。

更にわれわれは、ニーダムのマキアヴェッリの共和主義の核心に論究するに段階に至る。ニーダムによれば、頻繁な民衆選挙「popular elections」(これをもとに民兵の剣「民兵主義」による支配は、本質的な前提条件である)は、常設貴族機構の増大をたんに抑制するばかりでないのである。頻繁な民衆選挙は腐敗および徒党の増大、同じ者の手に立法権および執行権の集中を抑制しよう¹⁶。独占化しかつ抑制なき権力形態全ては、民衆の憎悪を育み、かつ民衆の理性を禁じることによつて民衆の理性を破壊する¹⁷。ニーダムにとつて、民衆選挙はマキアヴェッリが極めて多く言った「基本原理の更新」「公職の定期的交代任期制」(renewal of basic principles)をもたらずとして示される、共和主義理論の本質的な前提条件に近づく。ニーダムは、共和国の均衡に必要な先見の明のある少数者が与える民衆の選択にそれを委ねよう。ニーダムは基本的要素にそれ自体関わり、多数者の良識ほど「国家の秘密(arcana imperii)」を扱う、少数者の智慧を与えるほどまでに差し迫っていないと主張する¹⁸。人々が支配し、かつ当然ながら権力を追求するために生まれるがゆえに、唯一の安全な統治形態はすべての者が支配において交代し、かつ権力が規定されたグループにも集中しない形態である¹⁹。

この『政治報知』誌部分は短いけれども、内容において最も重要な部分のうちの一つである。前の民衆選挙による公職輪番制を受け、マキャヴェッリによる権力の抑制および腐敗防止制度に従い、民衆の基礎を民兵に置くことを確認し、排他的貴族制による害悪の阻止を措定する。これは、貴族制の少数者支配原理に反対する多数者の支配原理を、民衆選挙による「基本原理の更新」「公職の定期的交代任期制」と表現するに至った。最後にニーダムは、「国家の秘密」を扱う従来の少数者支配原理よりも民衆の有徳によつて、排他的貴族制よりも優越する論理を定立することとなる。

引き続きわれわれは、ニーダムの『優秀性』の第五章「あらゆる正当な権力は民衆にある」章に関わる。これは、君主神授権説に抗する、自らの古典的共和主義的立場からの反論から論を展開する。われわれは人々が（ニーダムはR・フィルマー卿に言及せずに）家父長の権威に自然的に服する議論を、ニーダムがホイッグ党の心性に反するとして清教徒「神の民の純化」に最も有効な可能的議論によつて退ける。ニーダムはモーセからサムエルまでイスラエルが、掟の摂理 [a dispensation of law]（その権威はたんに家族の権力ばかりでなく）を通じて神によつて支配される神政政治（現実政治からの切断論理）であつたと指摘する。しかしユダヤ人が自らを、（少しも国王を選出しない）排他的（あるいは「常設的」）な権威機構および使命の不平等な行使を示すがゆえに、キリストは約束を再開するようになり、かつ約束を普遍的にアクセス可能にせしめるようになったのである。しかしながらキリストは、神政政治を更新「再開」しなかつた。とはいえキリストは、時代の終わりに自らの支配下に救いおよび祝福形態で神政政治を約束した。そして神の王国が現世ではなく、かつ教会の聖職者達において政治的権威を奪おうとするいかなる試みも、その当初から反キリストの仕業であるということになつたのである。²⁰この民主政的共和国（その国民は全て区別なくして権力を行使した）は、偽り「君主神授権説」の主張に対する最も完全な想像し得る否定であつた。ニーダムの共和主義は、ハリントン

の共和主義のごとく、約束された聖人「聖職者」達（彼らの結果はカトリック教徒と同様に長老制派を決定的に示すように「かつ批判するように」²¹ 思える）間における決闘審判のたとえば神の掟の權威に抗する反キリスト的にして偽りの要求の仕業であつたとして、スコットランドでのキャンペーンにおけるものに負うたのである。全ての「排他的貴族制」機構のうちの最悪の者は、教会聖職者達であつた。こうした聖職者達はあるべき共和国を不可能にしたと措定する。共和国は、キリストの先驅者として行動するのに最も要件づけられる統治形態とみなされる適切な主張（ニーダムと別な作者に登場するような）を有した。

ニーダムはここでまず、当時のピューリタニズム「政治主体としての神の民による徹底的純化」的争点によつてフィルムマー的絶対主義を標的として論を開始する。この神の解釈は、神の支配下にある君主への絶対服従を意味するのではなく、神から直接的に民が救われ、かつ神の意志に沿つて主体的に行動することを含意する。こうした解釈が基本であつて、これが民主政的共和主義の基礎である。君主神授権説は、この民の救済にそぐわぬものとして一蹴される。ここから当時の教会聖職者に基づくもの（排他的貴族制）も、神による民の救済を害するものとして徹底的に批判される。従つてニーダムの古典的共和主義原理は、キリスト教共和主義に合致した論理として主張されるものである。

ゆえにこのニーダム問題を、われわれは次のようにポーコック説を踏まえ、結論づけることとなる。

これらの議論の方向の多くは『オシアナ』において繰り返される。われわれはニーダムの『政治報知』誌の論説を、共和国の必要への共和主義的適用における開拓者の著作とみなさなければならぬ。共和国は、聖職者達などによる貴族制的な少数者権力支配を阻止するための問題に対する一つの可能なる回答であり、非正統化の時機を定めかつこの

非正統的なものからの出口を求める一つの途であった。しかしニーダムは多分、事実上のホッブズ的な議論の性質を極めてよく理解したがゆえに、次のように認識した。即ち、共和主義理論は、一六四七年の民主政的・千年王国説的希望を復活させる（しかし聖職者エリートでなく、民兵のエリートに限定される方法である）のに更に使い得ると「認識した」。これは、ニーダムが古きよき大義の支持者に抗して自らの不本意を認識し、かつ一八世紀の共和主義者のためのホイッグ党の聖典の支柱として死後に理解された理由なのである。ニーダムの著作は、極めてマキアヴェッリ的な共和主義的ブランドがイングランドの共和主義者「コモンウェルスメン」の政治的語彙に入る様態をわれわれに示した。これが「護国卿制に反対する主張の様態となるのかは依然として、解決されない」という。⁽²²⁾

ポーコックによれば、このニーダムのマキアヴェッリ的な解釈は、確かにそのハリントンの共和主義の少なくとも数年早い開拓者であったという。確かにニーダムは、残部議会による寡頭制および単独者支配優位型の護国卿制に極めて批判的な視点が認められる。しかしニーダムのそれは、ハリントンの急進共和主義と全てにおいて同一であるわけではない。ニーダムにはむしろ、ホッブズ的なリアリズムの視点を示す問題点が残るとして、ポーコックはこの主題を結ぶ。

われわれはかくして、有力な論者から発するニーダムの古典的共和主義原理問題を、原資料を踏まえつつ設定したこととなる。これは、以下におけるわれわれに対する課題も託することとなる。

(1) M.Nedham, *The Case of the Commonwealth of England*, London, 1650, pp. 41-42.

この『イングランド共和国擁護論』の副題は、「イングランド共和国の本擁護論は、現政府への服従に関する衡平・効用・

ならびに必要性のためにある。本擁護論は王政派、長老派、スコットランド人、ならびにレヴェラーズといったわれわれと反対の諸党派の懐疑および要求全てに抗して、聖俗の両方の業績から明らかにされる」という。

従つてこのニーダムの一六五〇年版は、以後の共和主義的立場に立脚するものとしてわれわれにとつて重要となる。

- (2) J.G.A.Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, 1977, p.33.
- (3) M.Nedham, *The Case of the Commonwealth of England, Stated*, London, 1650; — *Mercurius Politicus*, nos.17 (26 Sept.-3 Oct.1650), pp.278-8,23 (7-14 Nov.1650), pp.373-4,26 (28 Nov.-5 Dec.1650), pp.426-5,27 (5-12 Dec.1650), pp.439-440,30 (26 Dec.1650-2 Jan.1651), pp.487-88; T.Hobbes, *Leviathan*, etc.
- (4) M.Nedham, *MP*, no.17 (8 Sept.-25 Sept.1651), p.278.
- (5) *MP*, no.18 (3-10 Sept. 1650), pp.293-6.
- (6) 上記をみよ参考をなす (Pocock, ed., 1977, *op.cit.*)。
- (7) *MP*, nos.75 (6-13 Nov.1651), pp.1189-9,35 (30 Jan.-6 Feb.1651), pp.567-8.
- (8) *MP*, no.37 (13-20 Feb.1651), pp.591-2.
- (9) *MP*, no.83 (1-8 Jan.1652), pp.1319-21.
- (10) *MP*, nos.84 (8-15 Jan.1652), pp.1333-8,86 (22-29 Jan.), pp.1367-8,100 (29 Apr.-6 May), p.1572.
- (11) *MP*, no.84 (8-15 Jan.), pp.1333-8.
- (12) *MP*, no.18 (3-10 Oct.1650), pp.293-6; and see no.20 (17-24 Oct.), pp.325-6.
- (13) *MP*, nos.4 (27 Jun.-4 Jul.1650), p.55,5 (4-11 Jul.), p.63; 65 (28 Aug.-4 Sept.1651), pp.1033-4,73 (23-30 Oct.), p.1161.
- (14) King of England Charles 1, *His Majesties Answer to the Nineteen Propositions of Both Houses of Parliament*, Cambridge, 1642, pp.1-20.
- (15) *MP*, nos.18 (3-10 Oct.1650), pp.293-6,20 (17-24 Oct.), pp.325-6.
- (16) *MP*, nos.75 (6-13 Nov.1651), pp.1189-91,78 (27 Nov.-4 Dec.), p.1237,79 (4-11 Dec.), p.1255.

- (17) *MP*, no.87 (29 Jan.-5 Feb.1652), pp.1381-5; no.89 (12-19 Feb.), pp.1409-13.
- (18) *MP*, no.94 (18-25 Mar.1652), pp.1473-6.
- (19) *MP*, nos.75,78,79,87 and 91 (26 Feb.-4 Mar.1652), pp.1441-6.
- (20) *MP*, no.98 (15-22 Apr.1652), pp.1537-40; no.99 (22-29 Apr.), pp.1553-6; no.114 (5-12Aug.), pp.1785-7.
- (21) J.G.A.Pocock,ed.,*The Political Works of James Harrington*,1977, p.37.
- (22) J.G.A.Pocock,ed.,*op. cit.*

〔2〕 ニーダムの古典的共和主義 (B・ウォーデン説をめぐって)

われわれは前項において、ニーダムがハリントンに先行する古典的共和主義論を展開したという通説を定めた。本項は前項を踏まえ、ニーダムに対してより広範な視角および多様なニーダム資料を導入するものである。^① こうした理由は、ニーダムがその『政治報知』誌において象徴的に論じる文章によって古典的共和主義の一端を示すことができるからである。即ち、

「グイッチアルディーニが肯定する如く、自由国家は、他の統治形態よりも必ず神に気に入れられるに違いないという。というのは自由国家は、他の形態よりも大いなる尊敬が共通善に払われるからであり、公平な正義の貢献のことで大いなる配慮がなされるからである。人々の心性は、榮譽愛と有徳愛にかくすることによって大いに刺激され、かつ他のいかなる統治におけるよりも宗教愛に一層多く熱心となる。他方において次のような君主制では別な形で事実である。君主制の楽しみは、共通善を低下させるからである。ローマ人は国王と君主制の追放後に、全ての想像力を超えたように、この高み「富と国力において最も繁栄した」に達したのである^②」。

われわれは、こうしたニーダムによる最も高い古代共和制ローマの評価のうちの一つを例示した。本稿は、そうしたニーダムの古典的共和主義原理を更に検証することとなる。

ニーダムの共和主義論説はこの「マキアヴェッリらの方式に従い、かつこの議論の多く」を繰り返し、かつ適応した。各論説はニーダムによる『リウイウス論』の引用の各章にあつた如く、ニーダムが理性（ローハン説）から推論し、かつイングラントの状態に（活発な知的樂觀主義によって）あてはめた印象的な一連の歴史「事例」によつて例示した、「一般的な歴史法則」を知らせたのである³⁾。

ニーダムを、われわれはかくして広範にして実証的観点から論じたウォーデンによるニーダムのイングラント革命説を共和制ローマの発展史にたとえる視角の一端から切り出した。更にわれわれは、ニーダムの古典的共和主義観の要点を先取りして彼の結論に予め言及し、かつそれを念頭に置きつつ、われわれのニーダムの古典的共和主義論を整理することとなる。

ニーダムによるマキアヴェッリの『リウイウス論』擁護の範囲は、マキアヴェッリのものよりも広範である。しかしニーダムによる最も豊潤な資料は、マキアヴェッリの資料のごとく、「共和政ローマ」である。けれどもニーダムは、広範な一連の古典古代およびヨーロッパ史にわたることを確認する。ニーダムはこうすることによつて、一七世紀の共和主義が探る道を開く。ニーダムの後継者「ハリントンら」の主張を検討するとき、どれくらい頻繁にニーダムが開拓者であつたのかが分かる⁴⁾。

ニーダムは、イングラントの君主制および貴族支配の崩壊を、ローマの共和制成立史（特に民衆による集会に主権的地位を与える）と重ねることによつて、イングラントの民衆ないし民衆による議会（Parliament）の優位を論じる。こ

れは、前節のポーコックによるニーダムの問題設定を踏まえ、ニーダムの選挙による民衆議会の優位論に関わる。しかしながら、ニーダムの民衆優位の思想は、民主政 (democracy) 用語を否定する (悪しき意味として) 側面もある「ハリントンは否定しない」。しかしこれはマキアヴェッリに当てはまるけれども、イングランドの思想において新しくないという意味で民主政的である。この事例は『優秀性』において古典古代史を引くことによって、「民衆代表の手における正当にして秩序だった代々の最高権威が、僭主政による侵害および強奪から民衆の自由を最もよく確保する⁽⁵⁾」という。その理由は、「自由の生命は権限および人々の継続にある」が故である。権力を定期的に一方の人々から他方の人々へと移譲する「運動」(「継続的権威の公職全交代制」[revolution] (公職輪番制))は、腐敗および徒党を阻止するからである。マキアヴェッリにとって腐敗と徒党は、政治的病の兆候であったからでもある⁽⁶⁾。

いずれにせよわれわれは、『政治報知』誌がマキアヴェッリの共和主義観および(リルバーンやオーバートンのような)レヴェラーズの民衆の優越観の結合であることを確認しなければなるまい。ニーダムの論説は、一六四九年に(急進思想をもつ)レヴェラーズがクロムウエルの独立派に敗北させられたが、レヴェラーズのプログラムを再開し、かつこれに古典的次元を与えた。『政治報知』誌は、残部議會を表面上称賛し、かつ暗黙裡に批判する。これは一六五一年から一六五二年までにおいて、残部議會の有名な議員であるオリヴァー・クロムウエルに対する論じ方において同じ戦略を使った。そのジャーナリストは、前記「ポーコックの問題提起に対する」のクロムウエルに抗するニーダムによる反対の様態問題に対してウオーデンの回答から発する。レヴェラーズを破壊し、かつレヴェラーズを裏切ったとみなされた、クロムウエル不信は、レヴェラーズの思想(ないしレヴェラーズに近い思想)が下士官達の中で、かつ急進的会衆間の中で生きるところで尖鋭であった。これは、クロムウエルの社会改革行為によって一部に引

き起こされた。この社会改革についてクロムウェルは、民衆の自由を推進し、かつ恵まれぬ人々の負担を軽減させるイメージを表明しつつ、水面下ではそれを挫こうとしたことよって、急進派を激怒させたからである。更にニーダムらは、クロムウェルの個人目標に対する懐疑もあつた。一六五一年後半にクロムウェルは、憲法における君主制的要素の復活を提案することよって、自らの追隨者達のうちのある者を失望させた。⁸一六五二年中にクロムウェルが自らを国王にさせる本当の可能性があるように思えた。ニーダムの『政治報知』誌は、クロムウェルの軍功を通常的に煽つた。しかし同時にニーダムは「国王の切望者達」に抗して自らの読者に警告しようとして試みた。⁹『政治報知』誌は、読者にクロムウェルが国王に、よき成功ないし役務サービスによつて決して十分に値するものでなかつたが、「あまりにも重大すぎ、あるいは人気がありすぎる事」から、あるいは権力「を強奪」する「誘惑」をもたせぬように助言した。¹⁰ニーダムは、王政派に書く一六四〇年代後半に、クロムウェルの野心および、次のようなシユラクサイのディオニシオスの野心と類似を辿つた。即ち、ディオニシオスは自らへと「政府を強奪」したと。ニーダムは今、クロムウェルの人格と、マキアヴェツリの『君主論』におけるアラゴンに帰された容赦なき性格との類似を辿つた。¹¹ニーダムは、『政治報知』誌においてこの類似点を再び用いた。ニーダムは今、この類似点を明示的にし得なかつた。しかしこの専制的な標的は、依然として誤り得ぬ状態にある。ニーダムは、クロムウェルにおけるディオニシオスのように、クロムウェルが「民衆の自由の見せかけによつて自らを装いつつ」¹²あることを明らかにする。この論点は、古代史と近代史における野心的將軍および僭主との更なる類似によつて、かつ野心なき者との対照によつて補完される¹³というものである。

次にわれわれは、ニーダムによるマキアヴェツリ的共和主義における混合政体論へと移行する。ニーダムは、古代

の混合政体論の長所の均衡ないし組み合わせによって調和させることを主張する。しかし彼は、その欠点である純粹形態を欠陥として使う。即ち、ニーダムは、残部議会の寡頭制支配を純粹統治として非難する。ニーダムは、混合統治形態を導入すべきであると暗黙裡に要求する。¹⁴ ニーダムの『政治報知』誌は、多数者と少数者の支配を調和しようとした。即ち、ニーダムは、「共和制ローマが単独人物支配に属さぬがゆえに」、元老院の支配下でローマを「自由」「な統治」として説明する¹⁵。しかしローマの民衆は、「轡」が「元老院ないし貴族権力、および野心を抑制するとみなされるときのみ、実のところ自由」になると説明される。即ち、民衆が「必要な護民官職」を確保した時であり、かつ「法が同意なしに民衆に押しつけることができなかつたとき、最初に必要な護民官職が民衆の議会にあつた¹⁶」と説明されるものとなる。

ニーダムが古典的共和主義に関わる論理でいえば、イングランドは、一院制残部議회를放棄し、かつ独自の護民官ならびに民衆議会、あるいはそのようなものを樹立した時のみ、自由を達成するということである。¹⁷

ニーダムは、共和政ローマ史がニーダムの最も革新的思想を促したという。しかしニーダムは、多くの継承者達がローマのものを自国と融合する如く、大胆なイングランド史観および、ヨーロッパ史観に自らの共和主義を加える。ニーダム以後の他の共和主義者(例えば、A・シドニー)のように、ニーダムは、多様化するイングランドの君主制史批判のなかで交互する¹⁸。

ニーダム思想に見出される以下のようなもう一つの自然法的な要素は、後のイングランド共和主義の展開に大きな役割を果たすことになるものである。『政治報知』誌において共和制の主張は、同意と自然権といったよそよそしくない言葉と融合する。ニーダムは、民衆の「権利」(特に頻繁な議会選挙を行う民衆の権利)を至るところで書く。ニー

ダムは、「自由国家（共和国）」を、最も「自然的な統治方法にして形態とし、かつ人類の理性に適合のみでできる民衆の自然権にして自由」と指し示す。⁽¹⁹⁾「権利と自由」語彙は、一六六〇年以後の共和主義（例えばシドニーやネヴィルのごとき）に中心となろう。共和主義は、次に執行部に対して敵対的にして懐疑的である一連の「地方党」に入ろう。ここでもニーダムは、イングランド革命以後の共和主義の道筋を示す。⁽²⁰⁾われわれは、ニーダムの古典的共和主義原理を、その中心概念に沿ってニーダムのイングランド革命として辿っている。

われわれは、ニーダムの基本概念との直接的関連事項に戻ることとなる。

本稿は、ハリントンの共和主義理論の中心に「戦争と有徳」⁽²¹⁾「われわれは古代の有徳が、公共心と愛国心が中核である」とみなすものである。理性的にして勇敢な市民兵主義による国防精神がこの概念の基礎にあるに考えられる」を設定する。われわれは、マキアヴェッリの中心概念との関連でニーダムの「積極的自由」論を検討する段階に達している。われわれは、マキアヴェッリの「有徳」理念（近代の専門用語における「積極的自由」と同一概念）のニーダムによる採用に沿って、「消極的自由」のより通常的な主張が展開するとみなす。ニーダムは、市民達にマキアヴェッリの方向で促すことによつて、共和政への参加にのみ委ねると約束する。ニーダムは、「安全と財産」「自由と財産」「生命と財産」の確保の主張を繰り返しほめかすことによつて、以下のように主張しよう。即ち、イングランドは、真に自由国家となるならば、「誰も民衆を心配させぬ」ところで、かつ「民衆の自由と安全」の保護が民衆の統治者達における恣意性を予防するところにおいて、静穏な居住地「空間」となるという。「同意」は、市民的有徳を促進するためよりもむしろ僭主に抗して安全を提供するために、ニーダムの主張において重要なのである。⁽²²⁾

しかしマキアヴェッリは同意に関心をもたなかった。ニーダムは、人々が自らの「少ない財産」⁽²³⁾を想定するとき、

しつかりと戦うと信じる。しかしニーダムは財産権に関心をもたなかった。ニーダムの関心は、国家の安全保障の確保にあった。われわれは、次のようなアリストテレスによって想定された原理をもつ二人の古典的共和主義作者(マキアヴェッリとニーダム)による論法を比較するとき、両者の視点の相違を見る。即ち、権力の任期は、人々が命令権と服従方法の両方を知るが故に輪番制にすべきと、ニーダムが訴えるときにその「相違を見る」。マキアヴェッリは、人々が命令方法を学ばねばならぬと論じるため、この輪番制原理に訴えた政府に責任をもたせ、かつ僭主政の不都合を阻止するために唯一の手段としてこの公職輪番制度を推奨した。⁽²⁴⁾ マキアヴェッリの支配者は、市民(市民本位への変換は、市民に命じるようになる)に抗して恣意的に行動することを躊躇させるからである。⁽²⁵⁾ ニーダムは、自国に使命感をもつ兵士が傭兵軍よりもよく戦うというマキアヴェッリの主張を是認する。他方で、ニーダムは市民軍が傭兵軍と異なり自国が独自の「同意」によって統治すべきと主張するという省察を加えた。⁽²⁶⁾ ニーダムは、平和と変換の定着を切望した戦争で、引き裂かれたイングランド国家のために書くことによって中央政府に対する恐れを明確に警告した。即ち、中央政府の恐れは、一七世紀イングランド史を通じて行き渡り、かつ王政復古後に、イングランド共和主義が活動する勢力のうちの一つとなるものを明確に主張した。類似な懸念は、各国が中央執行部の介入を制限する自治権限によって「小さな共和国」となるべきであるという、ミルトンの一六六〇年提案に反映されるかもしれぬ。⁽²⁷⁾

ニーダムも地域自治の必要性に示唆を与え、かつ近代ヨーロッパの君主制の僭主起源を根絶にまで辿った。⁽²⁸⁾ 引き続きわれわれは、ニーダムの古典的共和主義論へと移行する。ニーダムによるマキアヴェッリ主義は、イングランド国内政治へのより通常的な処方最大の関心事によって(イングランド国内のアピールが補強されるとして)対外局面が薄められるかもしれぬ。とはいえニーダムのマキアヴェッリ主義は、自らの外交政策によって希薄化されぬ。

ニーダムによる外交政策および以下のような拡大政策への称賛は、最も雄弁となる。²⁹ ニーダムはマキアヴェッリとミルトンのごとく、「規律」「勇氣」「自制」「節制」「平明さ」「古来の有徳」「勤勉」「誠実な貧困」の果実としての「自由」を描写し、かつ「僭主政」を「放縱、贅沢」「男らしさの欠如」の所産と解釈し、かつ対照する。³⁰ ミルトン、ハリントンおよびシドニーにとってのように、ニーダムにとって「諸国家は諸国民が独自の欲望の奴隷」となるとき、政治的墮落を被る。³¹ 共和主義者全てにとってのごとく、ニーダムにとっても嚴格すぎる特性は、平時の特性を腐敗させ、戦時に栄えるという。ニーダムによれば、共和国において人々は「寛大で」「度量があり」「積極的」となるという。市民達は、こうした「精神」を少しずつ「進め」かつ、自らを「エキサイト」させ、「自由愛」へと「精神の勇ましさ」によってもたらされる。³² 市民は、権力が少数者よりもむしろ、多数者にあることによって、真に自由国家のために勇敢に戦う。というのは自由国家が征服に達するとき、「各人は、自由国家を独自のものとするからである」³³。自由国家は君主制と異なり、民衆の武装を恐れぬ。自由国家は、「有給軍隊の継続」も「傭兵」³⁴も「民衆」の軍隊としてそれ自体をみなし、「単なる傭兵軍でない」とみなすクロムウェル軍の切望と一致する原理)、ニーダムにとってハリントンと同様に受け入れられぬ。³⁵ これは、マキアヴェッリの民兵主義に沿うものである。

引き続きニーダムのマキアヴェッリ主義論が、イングラント兵士の懸念と同じように合わせられるのは、市民の勇氣が市民の「昇進」「登用」の希望次第なのである。自由国家において「昇進」「登用」は、例外なくして全てに開かれなくてはならぬ。昇進「登用」は、かくして「価値や有徳」の報奨でなければならぬ。「名誉と信頼の地位」はかくして「分け隔てなく能力をもつ人々に明らかにされ」なければならぬ。³⁶ この見解は「自らの能力に従って各人の昇進」「登用」を確実にする公職への就任」の「公開アクセス」によって特徴づけられる「自由な共和国」とみなしたハ

リントンによつて共有され、かつミルトンによつても共有される⁽³⁷⁾。共和制ローマにおいてニーダムは、「最も貧しい運命しか持たぬ人々がどれくらいの数の愛国者と征服者であつたのか」⁽³⁸⁾を熟考したのである。ニーダムは次のような一六五〇年代前半のイングランドとの類似性に悩む必要などなかった。即ち、当時のイングランドにおいてクロムウェルが認めた如く、低い身分の生まれの下士官達は、自分達が相応の賞罰に報いられぬと、かつ「自分達が政府に利益をもたず、かつ登用されず、かつ地位にもつけぬ」と不満を言っているという⁽³⁹⁾。

最後にわれわれは、ニーダムの有名なマキアヴェッリによる「拡大のための共和国」説に言及して、ニーダムの古典的共和主義の検討を終えたい。マキアヴェッリにとつてもニーダムにとつても最も健全な自由国家は、この「拡大のための共和国である」というものである。この理想もニーダムは、直接的な同時代の適用を与える。というのはイングランド国内の残部議会の失敗がどうであれ、アイルランドやスコットランドを従属させ、かつオランダの海上権力を破壊した軍功は、スチュアート朝前期下の外交的宥和および、軍事的にして海上的恥辱のイングランドの記録と明らかに対照されるからである⁽⁴⁰⁾。

いずれにせよ、われわれは、イングランドの古典的共和主義の最も象徴的な言葉によつてニーダムのマキアヴェッリ主義を示そう。即ち、われわれは、ニーダムによる国内政策についてと同様に外交政策についての熟考において、ミルトンのイングランド像を「西洋におけるもう一つのローマ」が実際上の形成をなすとみなす。

かくして後のハリントンらの先行研究者としてニーダムの古典的共和主義を、われわれはウォーデンの研究を踏まえつつ⁽⁴¹⁾、ニーダムの原資料に沿つて総括してみた。次節において本稿は、もう一つのハリントンらの先行原理研究としてのニーダムの利益理論を、検討することとしたい。

- (1) 例えば、以下の文献はこうした立場を採用する。B. Worden, *Literature and Politics in Cromwellian England*, Oxford, 2007, pp. 24-25.
- (2) B. Worden, M. Nedham and the Beginnings of English Republicanism, 1649-1660, in D. Wootton, ed., *Republicanism, Liberty and Commercial Society, 1649-1776*, Stanford, California, 1994, p. 62.
- (3) B. Worden (1994), op. cit.
- (4) M. Nedham, *Mercurius Politicus*, London, no. 68, p. 1178 (Plutarch, *Life of Marcus Cato the Elder*, VIII. 7-8, etc.).
- (5) M. Nedham, *The Excellencie of a Free State*, London, 1656, opening page.
- (6) *Mercurius Politicus*, nos. 78-95 (4 Dec. 1651-1 Apr. 1652), pp. 1237, 1271, 1288, 1446, 1506.
- (7) B. Worden (1994), *ibid.*, p. 66. 同、M. Nedham, *The Case of the Commonwealth of England*, 1650, pp. 69-79 (B. Worden, *ibid.*, pp. 66-7).
- (8) *MP*, no. 98 (22 Apr. 1652), p. 1537; *MP*, no. 105 (10 Jun. 1652), p. 1642.
- (9) B. Whitelocke, *Memorials of the English Affairs* (Oxford, 1853), vol. 3, pp. 373, 471-72, etc.
- (10) *MP*, no. 90 (16 Feb. 1652), pp. 1394-96.
- (11) [M. Nedham], *A Parallel of Governments* (London, 1647), pp. 11, etc.
- (12) *MP*, no. 95 (1 Apr. 1652), pp. 1490-1; no. 113 (5 Aug. 1652), pp. 1769-73.
- (13) *MP*, nos. 95-105 (20 Nov. 1651-5 Aug. 1652), pp. 1205-7, 1238, 1304-5, 1336-37, 1409, 1643-44.
- (14) B. Worden (1994), *ibid.*, p. 68.

ウォーデンはこの注において、ニードムの混合政体観を論じた。即ち、議会主権が「他の形態との混合から解放される」べきであるという一六五二年一月のニードムの要求 [MP, no. 83 (8 Jan. 1652), p. 1320] は、「ニードムの反君主制的主人達のうちのある者を気に入らせたであろう条件であり、憲法への君主制的要素の復活へのクロムウェルの願望に抗して多分向けられた

のだらう」と (Ibid., p.419n.)。ウォーデンによればこの要求は、論説が『優秀性』(1656, p.46) という形で発表し直されるとき、静かに撤回された。ポリュビオスの混合政体の説明を含み (かつまだ英訳されなかった)、ポリュビオスの『歴史』第六編のニーダムの知識は、『共和国擁護論』 (*The Case of the Commonwealth of England, Stated*, 1650, p.75) に示される (B.Worden, ibid., p.419n.)。

- (15) M.Nedham, *A Second Pacquet of Advices* (London, 1677), pp.18-19.
- (16) *MP*, nos.70-111 (9 Oct.1651-27 Jun.1652), pp.1110,1289,1490,1596,1610-11,1738.
- (17) B.Worden (1994), ibid., p.68.
- (18) B.Worden (1994), ibid.
- (19) *MP*, no.88 (5 Feb.1652), p.1382; *MP*, no.98 (22 Apr.1652), p.1539.
- (20) *MP*, nos.85-96 (15 Jan.1652-8 Apr.1652), pp.1338,1349,1368,1442,1460,1442,1507.
- (21) D.Wootton, ed., *Republicanism, Liberty and Commercial Society, 1649-1776*, Princeton, 1994, pp.99-110.
- (22) *MP*, nos.85-96 (15 Jan.-8 Apr.1652), pp.1338,1349,1368,1383,1442,1460,1507.
- (23) N.Machiavelli, *Discourses*, bk.3 chap.25.
- (24) N.Machiavelli, *op.cit.*, bk.3 chap.22.
- (25) *MP*, nos.91-103 (4 Mar.-27 May 1652), pp.1446,1474,1609-10.
- (26) *MP*, no.103 (27 May 1652), pp.1609-10.
- (27) R.W.Ayers, ed., *Complete Prose Works of John Milton*, New Heaven, 1974, vol.7, p.383.
- (28) *MP*, no.98 (22 Apr.1652), p.1540; no.109 (8 July 1652), p.1708.
- (29) B.Worden (1994), ibid., p.71.
- (30) *MP*, nos.70-105 (2 Oct.1651-10 Jun.1652), pp.1093-95,1303-05,1333-38,1641.
- (31) *MP*, no.70 (2 Oct.1651), p.1094.

- (32) *MP*, nos.68,82,98(25 Sept.1651-15 Apr.1652), pp.1079,1303-04,1333-49,1524.
- (33) *MP*, no.82(22 Jan.1652), p.1349.
- (34) *MP*, no.86(9 Feb.1652), 1368; no.103(27 May 1652), p.1611.
- (35) A.S.P. Woodhouse, ed., *Puritanism and Liberty* (London,1986 ed.), p.404.
- (36) *MP*, no.72(23 Jan.1652); *MP*, no.82(1 Jan.1652), pp.1303-6.
- (37) R.W.Ayers, ed. (1974), *John Milton*, vol.7,p.383.
- (38) *MP*, no.82(1 Jan.1652), p.1304.
- (39) Bulstrode White Locke, *Memorials of the English Affairs*, Oxford,1853, vol.3, p.470 (D.Wootton,ed.,*Republicanism*...,1994, p.71).
- (40) B.Worden (1994), *ibid.*,p.72.
- (41) B.Worden (1994),*ibid.*,p.74.

第三節 ニーダムの利益理論の形成

われわれは、前節において主要なイングランドの共和主義者であるハリントン「主に『オシアナ(一六五六)』が、この年の夏の議会選挙によって新議会が生み出され、かつ議会政治に影響を与えることが期待されるために刊行されたともいわれる」と同じ理論的基礎をもつ、ニーダムのマキアヴェッリ「古典」的共和主義学説「一六五〇年から一六五二年前後の共和主義」を検証してきた。本節はニーダムのもう一方の基礎原理を検討する段階にある。

イングランド革命期の利益理論は、ニーダムが既に一六四七年五月に『王国擁護論 (*The Case of the Kingdom, Stated*)』¹⁾しかしこれは王政派に立つ文献』(一か月後に刊行される)を書いたことから発する。この利益学説の提唱者である、J・レイモンドによれば、ニーダムの利益理論は、宗教的寛容の大義の関与を提案するパンフレットに発するという。レイモンドによれば、ニーダムのパンフレットは、最善の希望が国王の大義にあることに対する懐疑であったという。こうした週刊誌の商業的成功は、ニーダムが編集者である『イギリス報知』誌において暗黙の政治分析様態を前面に置いたという。こうした背景が与えられれば、これらすべてに最も満足のいく解決のうちの一つを明らかにできるとわれわれはみなす。ニーダムの古典的基本原理は、マキアヴェッリやグイッチアルディーニから引き出される。しかし後述のH・ローハン公 [*Duc de Henri, 1579-1638*] によって公式化された利益理論を引くことによつて、はじめてこの方式を使って状況分析をニーダムは行った。ニーダムは将来の行動と結果を予測し、かつプロパガンダとしての自らの助言を公表した。これは、ニーダムが何度も何度も使う方式であった。ニーダムはこの方式を社会に広めたのであろう。¹⁾かくしてわれわれは、ニーダムの論法における政治原理をこの利益理論に基づくものとして想定することとなる。

われわれはまず、一七世紀イングランドの主要な利益理論史家であるJ・ガンの所説を叩き台としてニーダムに論究することとする。

ガンは、自らの『一七世紀の政治と公益』(一九六九)において革命期の利益理論を再検討する。彼はその序論の冒頭において「公益 (*public interest*) 観念は、体系的政治思想の基本である、重要性和曖昧さとともに、最近の十年「一九六九年当時」において十分に論じられた」と説き起こす。ガンの著作の意図は「伝統的利益論議のいくつかの

局面を明らかにする」ことにある。この一つの伝統を詳細に調べることは、公益概念一般について多く言及することを含む。この公益主題の最も学術的な論法において、公益表現の使用上、十分に定義づけられる類型が歴史的に存在したという事実に言及できないからである。公益からの議論史に言及する作者は、奇妙な公益思想を抱くという。更に「近代 (modernity)」仮定は、二〇世紀における語彙にまで特に拡張する公益主題著作を彩る。公益という表現は、ローマ法によつて支持されるスコラ哲学や「民衆の安寧」を一七世紀中葉までに、徐々に入れ替えることに馴染みであつたとはほとんど評価されないのである。ガンによれば、イングランド革命期において、国王大権も一般意思の概念についても異国情緒的な類似なものなど求める必要はかくしてないという^②。

確かに最も有名な公益思想の集合は、「イングランドの個人主義の集合」であり、「私人の利益に関して社会の安寧を考察した自由主義的・急進的伝統」の流れにもあるという。この個人主義的理論の名声は、容易に説明されるかもしれない。この種の個人主義者達は、具体的な政策の実体的記述に自らを限定する代わりに、一般的用語における公益を記述するのに極めて率直であつたという。特定の利益 (goods) の集約である共通益 (common good) の紛らわしいけれども、簡明なスローガンは、次のような数多くの社会理論の研究者に安らぎを与えた。即ち、こうした研究者は、公益が何であれ、そう「特定利益の集約としての共通益説」でないことに一致したという。ガンによれば、かくして最もよく知られた公益コメントは、公益概念に万事を言うことに対して、必要な準備として拒絶される^③ことがしばしばであるという。

従つてガンは、前記の諸疑問があるため、その公益概念を「具体的な文脈によつて」^④判断せねばならぬというものである。いずれにせよ、われわれは、こうした問題状況から持論を展開するガンによる革命期のニーダムおよび、ハ

リントンの理論に沿って共和主義における利益理論の基盤を系統づけねばならぬ。われわれは、以上の視点を前提としてニーダムの公益理論に焦点をあてる。

「1」 ニーダムと利益理論の特徴

前記のごとくわれわれは、ニーダムにおける利益理論に関する象徴的な文章を示すことによって本項を開始する。というのはわれわれは、ここではニーダムの原資料を基本とするが故である。

ローマが富と国力において最も繁栄した理由には特別な理由がある。というのは「自由国家において特殊利益よりも国家命令全てにおいて公益 (public interest) が貴いことは通常である」⁽⁵⁾ からである。

この文章は短いが、ニーダムによる上記の「公益 (国益)」概念のうちで最も明確な表現のうちの一つである。これを、まさにわれわれが以下で整理しようとするものの核心にいたる一部分として文頭に記した理由である。

われわれは更に、本論へと移行せねばならぬ。本項は、最初にニーダムが使用したイングランド革命期における背景から入ることとなる。「イングランド内戦期中において、公益を書く最も重要な人物」は論客にして、「政治的カメレオンの最も柔軟性をもつ」⁽⁶⁾ ニーダムである。ニーダムの「共和国の公的弁明者」としての議論は、重みをもたらすときもある。ニーダムは以前の大部分の作者達よりも「洗練され、かつ抑制」⁽⁷⁾ されていた。これは、ニーダムが「政権を擁護しつつ」あつたためでもある。しかしニーダムが他の共和国の擁護者から逸れた主要点は、より「詳細な政治制度や政策の論法」から生じたからである。ニーダムは「特定利益の擁護が公益全体」を構成すると想定しなかつた。ニーダムは「公共善には重要でないが、別の局面がある」⁽⁷⁾ ことを評価した。それは前出のごとく、社会の安全のために「国家の秘密」の使用を構成した。この国家領域は、「執行部」に委ねられた。国家執行部は「国家管理」の

ことで立法部に直接責任を負うという。ニーダムは「公」「一般」的安定および公「一般」的衡平」の政府の政策目的があると云った。ニーダムは、この相違を詳細に説明することを怠ったが、明らかに「公的安定を国家の安全保障」と関係づけたのである。⁽⁸⁾

ニーダムは「公的安定」主題を導入する際に、「市民独自の利益の理解」から公共善を引き出す意図をもつ、他の諸理論の欠如を明確にした。しかしニーダムは同時に、「公共善の対外的局面の従属的性格」を主張した。薄められた民主政的性格を擁護さえしようとするいかなる者も、この政体形態が「国防や外交の伝統的責務」を果たし得ぬ責めを論駁する気でないければならなかった。⁽⁹⁾ ニーダムは、立法部によって可決される法が以下のものであるというとき、最も多くの民主政論者の基本的前提を控えめな形態で述べた。

「立法権の法と命令は」：共和国の不幸に対しての如く、安寧 [well-being] に対して最も影響を与えるためにある。：苦情事項が良識事項であり、かつこうしたことは痛いところをよく知っている民衆にとって明らかであるがゆえに、安心と改善のために法を可決したり、あるいは法を適用するのに特別な技能や判断などなくともよいのである。このことは、民衆の最高議会における民衆の業である。例えば、通常の各知性は、自然の光によって命じられることにある⁽¹⁰⁾。より優れた官吏の技能を必要とするこうした小事項は、適合可能な監督下で各人に委ねられるかもしれぬという。⁽¹¹⁾

次に公共善の主要部分を、ニーダムは一つの必要事項（人々の独自の事情の理解）をなす経験を積んだ人々を構成する、最もよく管理できる事項と関連づけたのである。ニーダムによれば、共和国のために人々からなる個人自らの主要な誇りのうちの一つは、人々の事情の理解のみが「あらゆる財産を保全する唯一の手段である」ということであ

る。¹²これは、「政府による民衆の利益」の安全から続き、かつ議会において「各々の特定利益が相当程度にわたって与えられねばならぬ」¹³事実から続いた。一般に共和国は、私益と公益の間に緊張がないことを意味した。ニーダムはこれを、「各特定の人が公益に自身で直接に享有する理解」から生じると説明した。¹⁴ニーダムによれば、この個人の財産は確保されたばかりでなく、あらゆる国民的成功における利得者と自ら感じたに違ひなからうという。その個々の市民は、ここでの心理的満足および直接的な個人的利得をとにもつた。¹⁵

確かに私益と公益とを最も密接に関係づけられたとニーダムは、主張した。ニーダムが最も好む公益声明は、特定利益に公益を関連づける問題に生じた。ニーダムは共和国の利益を、「継続的民衆議会の過程における自由」¹⁶と呼んだ。この共和国利益でなく、かつ特定利益でないことは、徒党を識別するための基準であった。これは、同時代の多くの公益定義に重要であった。しかしまさに重要であるのは、このアプローチがイングラッド革命期の典型であったがゆえに、特定利益を含むコメントであった。ニーダムによる最も記憶に残る単一コメントは例えば、オランダの連盟諸州のごとき共和国事項であった。ニーダムは、「…民衆の利益の大部分が民衆の手に置かれる」¹⁷状況に支持的にコメントした。例えば、J・ハリントンやW・ペンのような優れた人物は、このテーマに呼応した。実のところニーダムの公益意見の多くは、ハリントンによって論じられた。このハリントンの意見は利他心と公益に関するものである。しかしハリントンの意見は、この先行論者よりも曖昧さがより明らかであったのである。¹⁸

われわれは、ニーダムが国内事項における民衆議会の公益と、外交事項の公益との関連を識別しつつ、現実に即して慎重に公益（国益）問題を精査したことを、本項において検証した。

- (1) J. Raymond, "Marchamont Nedham", in *The Oxford Dictionary of National Biography*, Oxford, 2004; J. Raymond, "Marchamont Nedham", in L.L. Knoppers, ed., *The Oxford Handbook of the English Revolution*, 2012, p.382.
- (2) J.A.W. Gunn, *Politics and Public Interest in the Seventeenth Century*, London, 1969, pp.ix-x.
- (3) J.A.W. Gunn, *op. cit.*, p.x.
- (4) *Ibid.*, p.xii.
- (5) M.Nedham, *Mercurius Politicus*, no.16 (19-26 September 1651), p.262.
- (6) Gunn, *ibid.*, p.34.
- (7) *MP*, no.94 (18-25 Mar.1652), p.1474.
- (8) *MP*, no.16 (19-26 Sept.1650), p.262.
- (9) Gunn, *ibid.*, p.34.
- (10) *MP*, no.92 (4-11 Mar.1652), pp.1456-58.
- (11) *MP*, no.85 (15-22 Jan.1652), p.1349.
- (12) *MP*, no.92 (4-11 Mar.1652), pp.1458-59.
- (13) *MP*, no.92 (4-11 Mar.1652), pp.1456-58.
- (14) Gunn, *ibid.* p.35.
- (15) Gunn, *ibid.*
- (16) Gunn, *ibid.*
- (17) *MP*, no.70 (2-9 Oct.1652), p.1100.
- (18) Gunn, *ibid.* p.35.

〔2〕 ニーダムの利益理論の形成（B・ウォーデン説を中心に）

第三節の前半を、われわれは公益理論家によるニーダムの利益理論史上の位置づけに沿って国益問題を整理してきた。本節の後半はそれを受けることとなる。

本項は上記のごとく、ニーダムの主題原文を示すことから開始する。われわれがニーダムを重要とみなす利益概念は、以下の『政治報知』誌における文章に象徴的に表現される。

「ローマ人は国王の僭主政から自分達を正しくして立派に解放され、かつ自由の利益 [interest] が最高民会 [Supreme Assemblies] の正当にして秩序だった継続から成り立つと理解されるときもあつた。このことは、国王の復帰に抗する唯一の障害として、かつ国王の気まぐれならびに国王のずるい強奪の陰謀による破壊に抗する、民衆の主要な安全として、共和国の防衛を固め、かつ民衆の利益 [Interest] の自由な享受に民衆を置くために、適切なあらゆる方法および手段によってローマ人に配慮させたからである」⁽¹⁾。

この文章は、『優秀性』の立憲制 [Right Constitution of a Commonwealth] 章の冒頭にも使われたものである。ここではニーダムが自らの古典的共和主義政治原理の基礎を明確に措定するものである。ニーダムはこの文章においてまず古代ローマ共和制の成立と、王政の欠陥に言及した。彼は国益や民衆の利益「公益としての規範」によって自らの目的「民衆の自由」を示すものとなっている。われわれは、こうしたニーダムの論理に沿って利益理論を展開する。本項は、その前にニーダムの利益理論の論理関連から論を進める。

本項の目的は、ハリントンらの先行研究者としてのニーダムの総括を行うためである。本「利益理論の形成」項は、前記のごとく広範なニーダム研究における有力な学説を踏まえつつ、ニーダムの原資料を渉猟し、利益理論を検討す

る。

まず『イギリス報知』（議会派の週刊誌）誌が共和主義に慎重であったとすれば、もう一つの共和主義政治理論の前面で大胆であったらうとわれわれは仮定する。それは、ニーダムという変節「日和見主義」論者としての著述面からの視点を据えようとするものである。これは、「一六四五年にニーダムは、『廷臣報知』（王政派の週刊誌）誌が自らを断つたがゆえに、かつ『イギリス報知』誌による攻撃が小さな目的にしか役立たなかつたがゆえに、公的注目を捉える他の方法を求めた」として、最も早い議会派的立場の時期から論理立てる。これは一六四五年に新型軍がチャールズ一世軍をネーズビーの戦いで破り、かつ捕えられた国王の書簡のコメントに対し、ニーダムによる一つの回答であった。もう一つのニーダムの回答は、新奇な政治状況観へとニーダムの読者を導入することにあつた。一七世紀中葉のイングランドは、政治が倫理や権利によって治められるのではなく、政治参加者達の「利益 (interests)」によって治められる範囲の理解の増大を見た。作者達はこうした利益を認識し、かつ利益が作用する方法ないし作用すべき方法を示そうと努めた⁽²⁾。前出の J・A・W・ガンは、一六五〇年代の利益理論の発展に関する二人の開拓者のうちの一人としてニーダム（チャールズ・ハールとともに）を描いた⁽³⁾。一六五〇年代に開始するのではなく、『イギリス報知』誌（他のニュース週刊誌のように、たとえ後の散文においてより精緻化されるようになったとしても）にニーダム自らの利益理論を開始したために、ガンが認めるよりも早くニーダムは、利益理論の開拓者であつたのである⁽⁴⁾。ニーダムは、自らの利益理論において政治行動および政治言語の外見的な偽装に入り込ませるもう一つの手段を知つた⁽⁵⁾。

ニーダムの利益モデルは、前記のローハン公というフランスのユグノーの有力者の学説から発した。ニーダムは自らの生涯の終わりに近い頃、ローハンの英訳版が『キリスト教界の君主国および共和国の利益論』として一六四〇年

と一六四一年に再度出版されたことについて「あの優れた君主」により、かつ「短いが重厚な著書」を称賛したのである。諸国家が「自国の独自の利益に従い、…成功したり、失敗したりする」と述べるのは、ニーダムによって引用される、ローハンの前提であった。⁷ローハンが主張する如く、「利益」は「理性」の要求であったのである。利益の欠如は「情念」への降伏であった。「われわれの固有の利益」は、「われわれの活動全ての支配であるべきである理性」によつてのみ導かれる⁸からである。ニーダムは次に、「理性」と真なる「利益」（あるいはニーダムが「公」益と呼ぶこと）とを同一視した。「虚偽的」利益ないし「私」益を、ニーダムが極めて多くの自らの標的と関連づけたごとく、「幻想」と同一視した。⁹『イギリス報知』誌におけるニーダムはローハン論文のごとく、自らの党派の使用に哲学的前提を置いた。ローハンは、ハプスブルク家の脅威に敢然と立ち向かうことが、フランスの利益（国益）および、あり得る同盟者の「利益」であると例示することを目指した。ニーダムは『イギリス報知』誌において、救済が海外から王政派に達するような希望をもって、議会派に抗して守り抜く、王政派に語りかけたのである。つまりニーダムは、多様なヨーロッパ諸国の条件および優先事項を「週ごと（週刊）に」¹⁰検討することによつて、チャールズ一世の支援にもたらすことなどいかなる者の利益でもない論じたのである。¹¹

「国家自体の利益に厳格な傾向以外に国家にとつていかなる安全もない」ということが、ニーダムの著作の基本原理解のままである¹²。ニーダムの革新は、「利益」論理が国際政治に適応可能であるばかりでなく、国内政治にも適用可能であるという認識にあつた。一六四〇年代のイングランドの政治分裂は、ニーダムが王政主義派、長老制派、独立派、スコットランド人、ロンドン人などに対する支配のために競う国家の「諸利益」の展開を説明することを可能にさせた。『イギリス報知』誌が「内戦」¹³に十分に試したこのアプローチは、数多くの後の優れたパンフレット「な

いし週刊誌」の特徴となる。ここにニーダムは、多様なグループの利益を説明し、かつグループに促して利益に従わせよう。ニーダムが論じる如く、政治的智恵への過程は人々の利益の理解ばかりだけでなく、敵ないしライバル、あるいは同盟者ないし隣国人の利益の戦略的理解にあつたのである。¹⁴ ニーダムが海外と同様に国内においても記述した利益は、ニーダムがいずれかの党派の大義で多様に書く、といった諸党派の目的と一致することを便宜的に証明した。¹⁵

ニーダムによる利益（国益）支配の主張は、懐疑的にして悲観的傾向もある。ニーダムが主張したように、「利益は各国（every state）および各人の真なる頂点である。この頂点に従つて各国および各人は宗教、正義および必要性に関する最も特定の装いによって「決して多く装わぬが」、確かに理解されるかもしれない」という。¹⁶ ニーダムが宣言したごとく「この腐敗した人類国家において、人々が権力によつてのみ国民の諸点全ておよび観察全てを計る限り、諸国の相互の手續が通常の礼儀および友情のルールによつて規制されぬことは、厳格な格言なのである」¹⁷。ニーダムは、イングランドの多様な利益団体に語りかけることによつて、「良心的な人々と俗人達」といった、二種の読者を念頭に置いた。この俗人達こそ、「良心の命令よりも便宜的にして有用なものへの欲望によつて多く導かれる世界のより多数の人々に」¹⁸ ニーダムの大いなる関心の主張（claim）を与えるのであつた。しかしそこには積極的にして願望的な展望もあつた。人々が自らの利益に忠実なだけであり、かつ自身から利益を曖昧にした情念を鎮めるだけであるならば、政治は害毒および暴力に対する能力を失おう。不可避的な政治生活の事実のために諸利益の競争の均衡を図ることは、国際政治と国内政治の両方に可能であるという。¹⁹ われわれが推論させられるごとく、なお対立があろうけれども、合理的な対立であろう。ニーダムは、自らが正義に対する団体の敵意が情念よりも利益について説明されると知るとき、自らが書く団体にはより親切である。ニーダムがわれわれに教える如く、人は団体を「責める

こと」ができないのである。⁽²⁰⁾ ニーダムでさえ、「良心」と「正邪を考慮すべきこと」がわれわれをしてわれわれの利益を追求させ、かつわれわれが彼らに取って代わる、「特定の」ないし「面白半分な要求」を捨てるように義務づけられることを暗示する。⁽²¹⁾

ニーダムによる大抵の事項の主張は、一貫して維持されるわけではない。ニーダムは、より日常的な有徳政治に自らの主張を譲歩するときもある。⁽²²⁾ 気高い「宗教利益」ないし「自由の利益」の主張は、われわれに自らの利益用語の理解に不確実性を与える。⁽²³⁾ ニーダムは、より日常的な作者や人前において清教徒革命を、共同体的な「公益」と、利己的な「私益」との闘争としてしばしば示す。この言葉は、自らの円頂党様態および共和主義様態におけるニーダムにとって特に有用である。この様態においてニーダムは、君主制の「私益」ないし「特定利益」と、「民衆の利益」ないし「共通善」あるいは「民衆の共通善」とを対照する。⁽²⁴⁾ しかしこの対照は、ニーダムを満足させぬ。われわれはより革新的アプローチへとニーダムがグループ化するのを見る。ハリントンの『オシアナ』を、極めてしばしばニーダムが予期する如く、ニーダムは私益の除去ではなく、私益と公益の調和における政治的健全性への鍵を見る。われわれは、支配者達（「自身の利益」と「公益」と一致する）にのみ、かつ公益とこうした彼ら自身の利益とを一体とさせた人々にのみ頼り得る。⁽²⁵⁾

多分、われわれは、地主階級の領分を優位的として、一七世紀の先進的政治理論の知識を考える傾向がある。この地主階級の文書および備忘録において、最も生き活きとした証拠がしばしば見出される。しかし『政治報知』誌の共和主義の主張のごとき、『イギリス報知』誌における利益理論の主張は、こうした「地主階級の領分の優位性」仮定を問うのである。古代ギリシャ・ローマ史をゆつくりと見渡す、ニーダムの共和主義論説はこの点において特に示唆

的である。特にグラマースクールの少年達は結局のところ、リウイウスやプルタルコスを読むのである。一六四七年の帕特ニーにおける選挙権論争は、以下のようなリッチ大佐の介入によって批判された。即ち、このリッチ大佐は、古代ローマの民衆への政治的権利の是認が、帝國的僭主に社会的基盤を与えたことをニーダムの読者に想起させたという。⁽²⁶⁾一六五九年に広範な読者を念頭にして明らかに書かれた、ニーダムのニュース週刊誌と別なニュース週刊誌も、彼らの読者における基本的な知識を想定した。⁽²⁷⁾ウォーデンによれば、ニーダムの著作も、政治的にも思想的にも警戒心をもつ、一七世紀のイングラント選挙民に、大いなる近年の著作によって与えられる印象を強めるとして締めくくられる。⁽²⁸⁾

かくしてわれわれは、ウォーデンのニーダムの利益理論説（特に公益を理性の視座から高める説）を踏まえ、ニーダムの原資料を検討してきた。ある意味で最も進んだニーダムの利益理論研究の一つとしてウォーデン説を本稿は、評価できる。しかしながら、われわれはこのニーダムの利益学説において、問題を指摘しなければならぬ。例えばウォーデンにおいて、あまり断定的な判断を下していないという問題である。これは、彼の実証主義的慎重さに帰されるかもしれない。とはいえ、他の彼の論文に比してかなり断定が少ない印象がある。更にわれわれには、一九九五年のウォーデンによるニーダム研究論文以来、ニーダムの利益理論を他の革命期の事項と比較して十分に論じられていない課題も出てくる。というのは当時においてクロムウェルをはじめとして利益概念はよく使われたため、利益問題を幅広く検討する課題もあるからである。

いずれにせよ、従来においてかならずしもニーダムの利益理論は、イングラント共和主義思想史において十分総括されていなかった。従ってわれわれはニーダムの利益理論を、ハリントンの先行研究論としてかつ利益理論として、

本節において整理しようと試みたのである。

- (1) M.Nedham, *Mercurius Politicus*, London, no.77 (22-27 November 1651), p.1221.
 - (2) B.Worden, “Wit in a Roundhead: The Dilemma of Marchamont Nedham,” in S.Amussen et al. (eds.), *Political Culture And Cultural Politics in Early Modern England*, Manchester, 1995, pp.301-334.
 - (3) J.A.W.Gunn, *Politics and the Public Interest in the Seventeenth Century*, London, 1969, pp.33-5, 43-4, 52.
 - (4) J.Gunn, *ibid.*
- しかしながら、ウォーデンによれば、ニーダムが『*Good English*』という「利益」を論じる一六四八年のパンフレットを多分書いたのである。このパンフレットは、明確にニーダムの著作である。ニーダムの初期の著作をこのパンフレットは勝手に使っている。ガンは『*Mer. Pragmaticus* no.5 (2 May 1648), p.[8]』においてこの著作を推奨した。一六四八年にニーダムは『*A Venice Looking-Glasse* (1648)』 cf. *Mer.Prag.* no.23 (29 Aug.1648) を書いたかも知れない (Worden.1995. *ibid.*, p.334n.)。
- (5) B.Worden (1995), *ibid.*, p.315.
 - (6) [Nedham], *Christianissimus Christandus*, London, 1678, section IV, p.67.
 - (7) [Nedham], *The Case of the Kingdom Stated*, London, 1647, preface.
 - (8) *A Treatise of the Interest of the Princes and States of Christendom, ... the Duke of Rohan* (Paris, 1640), pp.338-9.
 - (9) Nedham, *The Excellencie of a Free State*, 1656, p.60.
 - (10) *Mer.Brit.*, no.74 (3 Nov.1645), p.920.
 - (11) *Mer.Brit.*, no.104 (3 Nov.1645), p.920.
 - (12) J.Selden, *Of the Dominion of the Seas*, trans. and ed.M.Nedham (London, 1652), sig.dl.
 - (13) *Mer.Brit.*, no.74 (3 Nov.1644), p.920.

- (14) See especially M.Nedham, *Interest will not lie*, London, 1659, preamble, p.3.
 ニーダムの国内利益の十全な議論は、このパンフレット『利益は嘘をつかぬ』（イングランド）陣営の真の利益観」ならびに『王国擁護論』（一六四七）にあり、かつ『グッド・イングリッシュ』（一六四八）と『共和国擁護論』（一六五〇）にある。
- (15) *The Case Stated between England and the United Provinces*, London, 1652, p.23.
- (16) *Mer.Pol.*,no.161 (7 Jul.1653), p.2560.
- (17) *The Case of the Commonwealth*, 1650. p.4.
- (18) ニーダムの国際的「均衡」への重要な関心については、*Good English*, 1648, p.5; *Mer.Pol.*,no.26 (5 Dec.1650), p.443, etc. を参照されたい。
- (19) *Mer Prag.*,no.27 (21 Mar.1648), London.1648 p.2; *Mer.Pol.*,no.59 (24 Jul.1651), p.945.
- (20) *Interest will not lie*, 1659, London, p.10.
- (21) B.Worden, “Wit in a Roundhead”, p.319.
- (22) *Lawyer of the Lincolnes-Inn*, 1647, p.9; *Independencie no Schisme*, London, 1646, p.8.
- (23) *Mer.Brit.*,no.105 (24 Nov.1645), p.944, etc.
- (24) *A True State of the Case of the Commonwealth*, London, 1654, p.49, etc.
- (25) *Interest will not lie*, 1659, p.49, etc.
- (26) (S.Amussen et al., eds., *Political Culture...*, 1995), p.319.
- (27) *The Faithfull Scout*, no.7 (10 Jun.1659), pp.49-50.
- (28) B.Worden (1995), *ibid.*, p.319.

第四節 結論

本結論節は、本論の本体がかなり絡み合っているがゆえに、全体的な論理に言及しつつ、かつ若干の補足を加えることによつて結びとしたい。

本稿は序論において、ハリントンに代表されるイングランドの共和主義におけるニーダムの先行研究問題から開始した。われわれにとつてここ数年来において顕著となつた研究課題のうちの一つは、イングランド革命中期におけるニーダムの政治原理説についてであつた。このニーダムは、一六四〇年代後半から一六五二年にかけて主要な政治ニュースにおいて論壇をリードした者のうちの一人であつた。しかしニーダムはこの期間において、自らの立場を議會派（この立場は、十四年にも及んだ）から王政主義派（この立場は二年足らずでしかなかった）へ、そして新政権側へと変えた。とはいえニーダムの鋭い共和主義的筆致は、政治原理において当時の読者の政治認識に一定の影響を与えたと評価された。

従つてわれわれはイギリス共和主義分野の研究者達が指摘する如く、ニーダムがハリントンらの主流の共和主義を原來的に先取りした側面に注目した。しかしながら従来のニーダム研究は全てにおいて総括し尽くされたとは言い難い状況にもある。例えば、われわれの課題は、ニーダムによる護国卿制に対する態度や、ニーダムによる読者への影響力などの問題状況に関わるものであつた。ゆえに本稿は、先行する近年のニーダム研究を整理しつつ、彼の政治原理を定めることを示そうとしてきた。われわれはニーダムの基礎原理を、古典的共和主義と利益理論にあるとみなしてきた。

ニーダムの第一原理に属する古典的共和主義について、本稿はまずJ・ポーコックらの学説などを踏まえ、マキア

ヴェツリ的共和主義問題を設定した。というのはポーコックは後身のウォーデンらのニーダム研究に、古典的共和主義の論点や枠組みなどを基本的に提供したからである。ウォーデンらはそのニーダム研究を踏まえ、より詳細な資料によつてニーダム研究を従来よりも一段階上に引き上げたのである。

ニーダムの第二の原理的な方法論的基礎は、利益理論であつた。これについてポーコックは論究しておらず、かつウォーデン本人も十分に整理しているとは言い難い。しかしながらこの利益理論をわれわれは、ニーダムにおいて古典的共和主義原理の主要論者よりも先行すると解釈できた。特にわれわれはニーダムの第一原理と比較して論究することがやや少ない、第二原理に焦点をあて、より幅広い視点を導入した。第一に、本稿は、J・ガンがニーダムの公益理論（一九六九）「私益概念との関連で」を採用した。これは、ウォーデンによつて後に採用されたものから発する。ガンの公益理論は、一七世紀のイングラントに主に限定しているが、現代の公益論理を含む広範にして論理的な研究でもある。ガンは、ニーダムの公益理論が一六四〇年頃（英訳版）のフランスのH・ローハン公による「イングラントの利益（ないし公益〔国益〕）」概念から発するなどの視角を採用するものであつた。更にわれわれは、ニーダムの利益理論が従来の一般的な利益用語的使用法から一歩進め、あるべき公共的安寧利益原理へと高めたと評価するものであつた。しかしガンの研究は、抽象理論としてニーダムを評価するものであつて、徹底したニーダムの歴史的研究ではなかつた。ウォーデンによるニーダムの利益理論は、ガンの公益議論を踏まえ、歴史的・思想的に原資料によつて検証するものであつた。¹ 例えば、公益理論に理性「ローハン説」概念などを導入することによつて、ガン説を前進させたのである。とはいえわれわれは、ニーダムの資料の検討によつて、ウォーデン説が十分に理論的に展開されなかつた局面もあることを指摘せざるを得なかつた。

第二に、われわれは、J・レイモンドのジャーナリズム研究史的視点による利益理論も評価した。レイモンドのニーダム像は、われわれが今日において新聞によって厳しい政治家の結果責任を質す論理にあるものに類似する。例えば、ニーダムが厳格な民衆議会主義の立場に立つことによつて、寡頭制的残部議会体制、ならび護国卿の単独者優越的成文憲法体制を批判する論調において明らかである。しかしながらレイモンドも、それ以後（二〇〇四）においてニーダムのジャーナリズムにおける利益理論業績を示していないのは惜しまれる（二〇一二年論稿は、ほぼ二〇〇四年論稿と同じである）。これについてわれわれは、広範にわたるニーダム資料の検討を通じて、レイモンド説が体系づけられていないことを指摘せざるを得なかった。

しかしながら、こうしたウォーデンとレイモンドおよび他の主要なニーダム研究のおかげで諸々の発見や課題（例えば、ローハン公による利益（フランスの国益）理論の起源や、C・ハールを含めたニーダムの利益理論家としての位置づけなど）も明らかにすることができた。いずれにせよわれわれは、こうした二人による異なった視角（歴史的・思想史視点と、ジャーナリズム的視点）など「P・A・レイヒのニーダム研究も含む」からのニーダム研究のごとく、進展された研究を踏まえ、進める必要がある。

(1) 前期の初期のウォーデン論文において『残部議会』研究が、ウォーデン自身の基礎となっていることも確認しておかねばならぬ。例えば、この残部議会期間において極めて急進的な選挙改革が提起されたことなどを、第一次資料によつてこの先駆的な歴史家は力説した（B.Worden, *The Rump Parliament 1648-53*, Cambridge, 1974, pp. 139-160, etc.）。

(2) 例えば J.Raymond, "Marchamont Nedham", in L.L.Knopfers, ed., *The Oxford Handbook of Literature and the English Revolution*, 2012.

□参考文献

- Nedham, M. (1656), *The Excellencie of a Free-State, or The Right Constitution of a Commonwealth*, London.
- Nedham, M. (1650), *The Case of the Commonwealth of England, Stated*, London.
- Nedham, M. (1654), *A True State of the Case of the Commonwealth*, London.
- Nedham, M. (1650-53, 1657) [editor], *Mercurius Politicus*, London.
- Nedham, M. (1645, 1646) [editor], *Mercurius Britannicus*, London.
- Nedham, M. (1659), *Interest will not lie*, London.
- Nedham, M. (1647, 1648) [editor], *Mercurius Pragmaticus*, London.
- Milton, J. (1991), *John Milton: Political Writings*, ed. Martin Dzelzainis, Cambridge.
- Milton, J. (1952-82), *The Complete Prose Works of John Milton*, ed. Don M. Wolf et al., 8 vols., New Heaven and London.
- Machiavelli, N. (1997), *Discorsi sopra la prima Deca di Tito Livio*.
- Machiavelli, N. (1996), *Discourses on Livy*, trans. H.C. Mansfield et al., Chicago.
- Hobbes, T. (1994), *The Collected Works of Thomas Hobbes*, ed. W. Molesworth, 12 vols., London.
- Marvell, A. (1972), *The Complete Poems*, ed. E.S. Domo, Harmondsworth.
- Worden, B. (1977), *The Rump Parliament, 1648-1653*, Cambridge.
- Worden, B. (2007), *Literature and Politics in Cromwellian England*, Oxford.
- Harrington, J. (1977), *The Political Works of James Harrington*, ed. J.G.A. Pocock, Cambridge.
- Scott, J. (2004), *Commonwealth Principles*, Cambridge.
- Scott, J. (1993), "The Rupture of motion: James Harrington", in N. Phillipson et al. eds., *Political Discourse in Early Modern*

Britain, Cambridge.

- ・ Burgess, G. (2009), *British Political Thought, 1500-1660*, Basingstoke.
- ・ Gunn, J.A.W. (1969), *Politics and the Public Interest in the Seventeenth Century*, London.
- ・ Rohan, H. (1641), *A Treatise of the Interest of the Princes and States of Christendom... by ...the Duke of Rohan* (Paris, 1640), translated by Henry Hunt (London).
- ・ Raymond, J. (1993), *Making the News: An Anthology of the Newsbooks of Revolutionary England, 1641-1660*, Oxfordshire.
- ・ Rahe, P.A. (2008), *Against Throne and Altar*, Cambridge.
- ・ Raymond, J. (1996), *The Invention of English Newspaper*, Oxford.
- ・ Norbrook, D. (1999), *Writing the English Republic*, Cambridge.
- ・ Raab, F. (1964), *The English Face of Machiavelli*, London, etc.
- ・ 倉島隆 『ハリントンの急進主義的共和主義思想研究』(八千代出版、二〇一五年)。
- ・ 倉島隆 『イギリスの政治制度』(時潮社、二〇一六年)。
- ・ 大澤麦 「クロムウェル護国卿体制における共和派の政治理念」(『法学会雑誌』第五九巻第二号、二〇一七年一月)。
- ・ 竹澤祐丈 「ハリントンの統治機構」(『経済論叢』二〇一三年—一四年) 他。

△抄録

本論文は、イングランド革命期(内戦期と空位期を含む)における共和主義研究の一部をなす。従来、その共和主義は主としてJ・ハリントンの代表されてきた。しかし近年の研究の進化によって、それ以前の先行研究が一定程度、政治ニュース誌として浸透したことが重視されるがゆえに、M・ニーダムの論説を評価しようという研究動向が注目されるようになった。本稿は政治ジャーナリストであるニーダムを、先行論者に値すると認め、その業績を検証する。